

射水市土地開発公社所有の土地における土砂採取に関する規程第7条第3項の規定に基づく土砂採取料の取扱い規程

(土砂採取料)

第1条 射水市土地開発公社所有の土地における土砂採取に関する規程(平成28年射水市土地開発公社規程第3号)第7条第3項の規定に基づく土砂採取料については次の表のとおりとする。

土砂を採取する土地	土砂採取料
射水市入会地字天池52番4	1 m ³ 当たり50円
射水市入会地字天池59番1	
射水市入会地字天池59番2	
射水市入会地字天池59番3	
射水市入会地字天池61番1	
射水市入会地字天池62番	
射水市入会地字天池63番	
射水市入会地字天池64番1	
射水市入会地字天池64番2	
射水市入会地字天池65番	
射水市入会地字天池66番	
射水市入会地字天池67番1	
射水市上野字東反坊889番	
射水市上野字東反坊900番	
射水市上野字東反坊904番1	

附 則

この規程は、平成28年8月19日から施行する。